

(案)

(別添2)

契 約 書

別紙仕様書に示す札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物（以下「製造物」という。）の売払いについて、札幌市（以下「発注者」という。）を売主とし、（以下「受注者」という。）を買主として、次のとおり売買契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、製造物の売買契約に関し、この契約書に基づき、別紙仕様書に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（契約単価）

第2条 製造物0.5トンあたり金 円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額 円とする。）

2 契約締結日以降において、税制改正により、この契約に基づく取引に適用される消費税等の税率が変更となった場合には、前項の契約単価に含む消費税及び地方消費税の額を、改正後の消費税等の税率により算出した額に改める。

（契約期間及び積込み可能時間）

第3条 この契約の期間及び積込み時間は次のとおりとし、積込みは原則として市場開市日とする。

（1）契約期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

（2）積込み時間

午前10時00分から午後2時30分まで（ただし、発注者の都合により積込み時間を変更する場合がある。）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（製造物の引渡し）

第5条 受注者は、発注者から、次の場所で製造物の引渡しを受けるものとする。

施設名	札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設
場 所	札幌市中央区北12条西20丁目

2 前項の引渡しにあっては、発注者及び受注者双方が立会い、引渡数量を確認したうえで行うものとする。

3 前2項による製造物の引渡しが完了したときは、受注者は、製造物受領書を、発注者に提出するものとする。

（売買代金の納入）

第6条 発注者は、前条の製造物受領書に基づき、各月ごとの売買代金（引渡数量×

契約単価)を決定する。なお、売買代金に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の代金については、製造物の引渡しのあった月の翌月までに、受注者に対し、指定の納入通知書により納入の通知を行うものとする。

3 受注者は、前項の規定に基づく納入通知があったときは、交付された納入通知書により、指定期日までに売買代金を納入するものとする。

(売買代金納入遅延による延滞金)

第7条 売買代金を、受注者の責めに帰すべき事由により指定期日後に納入する場合は、その指定期日満了の翌日から起算して納入の日までの日数について、札幌市債権管理条例(平成24年条例第3号)第8条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(搬出時の取扱い)

第8条 受注者は、次の事項に従い、発注者が指定する日時に、資源リサイクル施設の稼動に支障がないように、製造物を確実に搬出することができる人員及び車両等の体制を整え、速やかに搬出しなければならない。

(1) 製造物の積込みは、原則として受注者が行うものとし、受注者の故意又は過失による事故に係る一切の責任は、受注者が負うものとする。

(2) 受注者は、製造物の搬出にあたり必要な法規上の有資格者を派遣しなければならない。

(3) その他作業上のこととは、受注者は発注者の指示に従わなければならぬ。

(4) 製造物の積込みが完了するまでにおける品質規格に関する危険負担は、発注者にあるものとし、製造物に品質規格の相違もしくは欠陥があった場合には、発注者は受注者と協議のうえ、製造物を交換するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、又は承継させてはならない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して納入の中止をさせることができる。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をい

う。) の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。) が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。

ロ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は発注者にその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は契約解除後以降の契約期間残期間において、製造物の引渡しが予定された数量に契約単価を乗じた金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げるものがこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(談合行為に対する措置)

第12条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、第3条第1号の契約期間において、製造物の引渡しが予定された数量に契約単価を乗じた金額の100分の20に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この契約による売払い物品の引渡し後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」とい

う。) 第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかつた場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。(裁判管轄)

第13条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第14条 受注者は、この契約書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

この契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成30年 月 日

札幌市中央区北1条西2丁目

発注者 札幌市

代表者 市長 秋元克広

住 所

受注者 商号又は名称

職・氏名